

レクリエーション用具・備品貸出要項

新発田市社会福祉協議会

1. 目的

地域や近隣におけるふれあい、交流事業、各種研修を行うグループ・団体にレクリエーション用具・備品を貸し出すことで活動の活性化を図り、住民間交流を促進することを目的とする。

2. 対象者

貸出の対象者は、その使用の目的が営利を求めず、かつ次の要件を満たす団体とする。

(1)新発田市社会福祉協議会の地域福祉推進事業の目的を理解し、市内で活動する自治会・町内会・子ども会・ボランティア団体・サロン団体等。

(2)その他会長が認めるもの。

※ただし、夏季休業期間については、子ども会や町内会活動を優先する。

3. 貸出の手続き

備品等の貸出を受けようとする者は、新発田市高齢者福祉センター金蘭荘に申請書を提出するものとする。(FAX・メールでも可)

借用申請書の受付期間は、借用希望日の3ヶ月前から受け入れる。

4. 貸出期間

最長7日間とする。

5. 使用料

無料とする。

レクリエーション・備品用具は赤い羽根共同募金の配当分で購入している。

6. 遵守事項

備品等を利用するにあたり、次のことを遵守しなければならない。

(1)目的に合った適切な使用法で利用しなければならない。

(2)改造、交換、転借をしてはならない。

(3)万一、使用者の故意または過失により、備品等が破損もしくは紛失した場合、使用者にその実費の弁償を求めるものとする。

7. その他

この要項に定めるもののほか、備品等の貸出に関して必要な事項については会長が別に定めるものとする。

付 則

この要項は、令和6年4月15日から実施する。